

介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱

(目的等)

第1 本要綱は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、北海道地域医療介護総合確保基金条例（平成26年12月24日北海道条例第104号）に基づき設置された基金を財源として実施する介護サービス提供基盤等整備事業に関する事項を定める。

なお、本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により道が作成する計画（以下「道計画」という。）に基づき実施するものとし、次に掲げる事業に区分する。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

- ア 地域密着型サービス等整備助成事業
- イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業
- エ 災害イエローノーザンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
- ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業
- イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
- ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業
- エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援
- イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援
- ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

(地域密着型サービス等整備等助成事業)

第2 地域密着型サービス等整備等助成事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業

(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画の作成

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を行おうとする者は、当該整備に係る事業を明らかにした介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画（以下「大規模修繕・耐震化整備計画」という。）を作成することができる。

大規模修繕・耐震化整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 大規模修繕・耐震化整備計画の名称
- (イ) 創設及び大規模修繕・耐震化整備を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 大規模修繕・耐震化整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 大規模修繕・耐震化整備計画作成に当たっての留意点

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 大規模修繕・耐震化整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）を充てて大規模修繕・耐震化整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号－2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の交付

(ア) 対象事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和8年度中に着工することとする。

a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- e 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等

(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数とは、おおむね 10 年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のため必要な補強改修工事

(2) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

ア 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画の作成
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画（以下、「移転改築整備計画」という。）を作成することができる。

移転改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 移転改築整備計画の名称
- (イ) 移転改築整備を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 移転改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 移転改築整備計画作成に当たっての留意点

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 移転改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）を充てて移転改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 1 号 - 3（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の交付

(ア) 対象事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

- a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- e ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。）
- f 介護付きホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。第 5 の 1 の(4)のウ、2 の(4)のウ及び第 6 を除いて以下同じ。)であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下、「改築整備計画」という。）を作成することができる。

改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 改築整備計画の名称
 - (イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所
 - (ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
 - (エ) 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の額の算定のために必要な事項
- イ 改築整備計画作成に当たっての留意点
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害イエローブーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号 - 4（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（災害イエローブーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付

(ア) 災害イエローブーン

災害イエローブーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(イ) 対象事業

災害イエローブーンに所在する次のいずれかに該当する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合

(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

- (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- (f) 介護付きホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。第 5 の 1 の(4)のウ、2 の(4)のウ及び第 6 を除いて以下同じ。）であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合
- (a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- (f) 介護付きホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。第 5 の 1

の(4)のウ、2の(4)のウ及び第6を除いて以下同じ。)であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

(ウ) 整備内容

原則、災害イエローノーンから災害イエローノーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローノーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- a 災害イエローノーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローノーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローノーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 地域密着型サービス施設等整備計画の作成

(ア) 市町村は、住民にとって身近な日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等（法第2条第3項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした地域密着型サービス施設等整備計画を作成することができる。

地域密着型サービス施設等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- a 地域密着型サービス施設等整備計画の名称
- b 地域密着型サービス施設等整備計画の区域
- c 公的介護施設等の整備に関する目標
- d 地域密着型サービス施設等整備計画の期間
- e cの目標を達成するために必要な事業に関する事項
- f 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- g 地域密着型サービス施設等整備計画に基づく事業に要する費用の額

- h 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金（以下「交付金」という。）（地域密着型サービス等整備助成事業）の額の算定のために必要な事項
 - i 地域密着型サービス施設等整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
 - j 地域密着型サービス施設等整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - k その他市町村が必要と認めた事項
- (イ) 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、(ア)のeに関し、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ地域密着型サービス施設等整備計画を作成することも差し支えない。
- イ 地域密着型サービス施設等整備計画作成に当たっての留意点
- (ア) 地域密着型サービス施設等整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要であり、地域密着型サービス施設等整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内とする。ただし、市町村が計画値を越えて整備する必要があると認めた場合については、この限りではない。
 - (イ) 地域密着型サービス施設等整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更に当たって、住民の意見を反映させる仕組みを設けること。
 - (ウ) 地域密着型サービス施設等整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表すること。
 - (エ) 地域密着型サービス等整備助成事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (オ) 市町村は地域密着型サービス施設等整備計画に基づく計画期間が経過した後には、当該地域密着型サービス施設等整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表すること。
- ウ 地域密着型サービス施設等整備計画の提供期限及び提出先
- 市町村は、地域密着型サービス施設等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式1号-1（市町村事業）による地域密着型サービス施設等整備計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。
- エ 地域密着型サービス施設等整備計画の評価
- 市町村は地域密着型サービス施設等整備計画に基づく計画期間が経過した後には、当該地域密着型サービス施設等整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表すること。
- オ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付
- (ア) 対象事業
- 次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。
- また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人である

ことの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

- a 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス B・C や多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）

1 地域包括支援センター

m 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 83 号）附則第 4 条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）

n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も含めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定しない。）

p 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

（イ）整備区分

整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るために整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上

（ウ）施設等の整備

（ア）の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めること。

(エ) その他

道計画における介護施設等の整備に関する事業の選定に当たっては、次のものを優先するよう配慮するものとする。

- a 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- b 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- c 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- d 災害レッドゾーンや地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- e 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- f 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。
- g 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

なお、災害レッドゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、次のとおりの取扱いとする。

- ① 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、dの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。
- ② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画の作成

市町村は、介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化をするための整備に係る事業を明らかにした介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画（以下「大規模修繕・耐震化整備計画」という。）を作成することができる。

大規模修繕・耐震化整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 大規模修繕・耐震化整備計画の名称
- (イ) 創設及び大規模修繕・耐震化整備を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 大規模修繕・耐震化整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 大規模修繕・耐震化整備計画作成に当たっての留意点

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 大規模修繕・耐震化整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）を充てて大規模修繕・耐震化整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号 - 2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の交付

(ア) 対象事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和8年度中に着工することとする。

- a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

e 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(イ) 整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、第 2 の 1 の(1)のエの(イ)の a の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、第 2 の 1 の(1)のエの(イ)の b の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

ア 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画の作成

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画（以下、「移転改築整備計画」という。）を作成することができる。

移転改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 移転改築整備計画の名称

(イ) 移転改築整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 移転改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 移転改築整備計画作成に当たっての留意点

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 移転改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）を充てて移転改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 1 号 - 3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の交付

(ア) 対象事業

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

b 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

c 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- e ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであつて、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下、「改築整備計画」という。）を作成することができる。

改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 改築整備計画の名称
- (イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 改築整備計画作成に当たっての留意点

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 1 号 - 4（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付

（ア） 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

(イ) 対象事業

災害イエローブーンに所在する次のいずれかに該当する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合
 - (a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
 - (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
 - (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
 - (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
 - (e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
 - (f) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

- (a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- (f) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ウ) 整備内容

原則、災害イエローボーンから災害イエローボーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローボーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- a 災害イエローボーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローボーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローボーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

第3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成

介護施設等を設置しようとする者、既存の介護施設等を増床しようとする者、介護療養型医療施設を介護老人保健施設等へ転換しようとする者は、当該介護施設等の開設、増床（以下「開設等」という。）、介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換準備に係る事業（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換準備に係る事業を含む）を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。

介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 介護施設等の施設開設準備計画の名称
- (イ) 開設する施設の名称及び場所
- (ウ) 介護施設等の施設開設準備計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ 介護施設等の施設開設準備計画作成に当たっての留意点

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護施設等の施設開設準備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）を充てて施設の開設等準備に係る事業を実施しようとするときは、様式第2号-1（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、介護施設等の開設に係るものうち、次に掲げる施設等の開設（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、また介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）の際に係る必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を対象とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

- (イ) 訪問看護ステーション（大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護療養型医療施設等から転換される次の施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る）
- a 介護老人保健施設
 - b 介護医療院
 - c ケアハウス
 - d 有料老人ホーム
 - e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
 - f 認知症高齢者グループホーム
 - g 小規模多機能型居宅介護事業所
 - h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - i 生活支援ハウス
 - j サービス付き高齢者向け住宅

なお、次の条件を全て満たす場合は災害復旧による再開設であるとし、開設等に含まれていることとする。災害復旧による再開設である場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、当該事業を再度活用できることとする。

- (a) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- (b) 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、前回・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設すること。
- (c) 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助金を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。
- (2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援
- ア 大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴ導入計画の作成
- 大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ＩＣＴの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴ導入計画（以下「介護ロボット・ＩＣＴ導入計画」という。）を作成することができる。
- 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。
- (ア) 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画の名称
 - (イ) 介護ロボット・ＩＣＴの導入を行う施設の名称及び場所
 - (ウ) 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画に基づく事業に要する費用の額
 - (エ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導

入支援) の額の算定のために必要な事項

イ 介護ロボット・ I C T 導入計画作成に当たっての留意点

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ I C T の導入支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護ロボット・ I C T 導入計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ I C T の導入支援）を充てて介護ロボット・ I C T 導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号 - 2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ I C T の導入支援）の交付

次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)のaの表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ I C T の機器等を導入するために必要な経費を対象とする。

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

また、介護分野における I C T 化を抜本的に進めるため、 I C T を活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

なお、本事業においては、介護ロボット・ I C T 以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

(ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上のものであつて、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(オ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであつて、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

2 市町村が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成

市町村は、当該介護施設等の開設等、介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換準備に係る事業（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換準備に係る事業を含む）を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。

介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 介護施設等の施設開設準備計画の名称

(イ) 開設する施設の名称及び場所

(ウ) 介護施設等の施設開設準備計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ 介護施設等の施設開設準備計画作成に当たっての留意点

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護施設等の施設開設準備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）を充てて施設の開設等準備に係る事業を実施しようとするときは、様式第2号 - 1（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、介護施設等の開設に係るものうち、次に掲げる施設等の開設（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、また介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）の際に係る必要な初度経費

（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のもので

あって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(オ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施

設に限る。)

- (キ) 訪問看護ステーション（大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ク) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室
 - (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
 - (コ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
 - (メ) 小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
 - (シ) 認知症高齢者グループホーム
 - (ス) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (セ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ツ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - (タ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (チ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
 - (ツ) 施設内保育施設
 - (テ) 介護療養型医療施設等から転換される次の施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
 - a 介護老人保健施設
 - b 介護医療院
 - c ケアハウス
 - d 有料老人ホーム
 - e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
 - f 認知症高齢者グループホーム
 - g 小規模多機能型居宅介護事業所
 - h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - i 生活支援ハウス
 - j サービス付き高齢者向け住宅

なお、次の条件を全て満たす場合は災害復旧による再開設であるとし、開設等に含まれることとする。災害復旧による再開設である場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、当該事業を再度活用することとする。

- (a) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- (b) 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、前回・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合であること。
- (c) 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助金を受けて

いないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

ア 大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴ導入計画の作成

市町村は、介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴ導入計画（以下「介護ロボット・ＩＣＴ導入計画」という。）を作成することができる。

介護ロボット・ＩＣＴ導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画の名称

(イ) 介護ロボット・ＩＣＴの導入を行う施設の名称及び場所

(ウ) 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援）の額の算定のために必要な事項

イ 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画作成に当たっての留意点

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護ロボット・ＩＣＴ導入計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援）を充てて介護ロボット・ＩＣＴ導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援）の交付

次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)のaの表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ＩＣＴ機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

また、介護分野におけるＩＣＴ化を抜本的に進めるため、ＩＣＴを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

(ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (オ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (キ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
 - (ク) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
 - (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
 - (コ) 小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
 - (サ) 認知症高齢者グループホーム
 - (シ) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (セ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - (リ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (タ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
 - (チ) 施設内保育施設
- (3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業
 - ア 介護予防拠点における防災意識啓発計画の作成

市町村は、介護予防拠点における防災意識啓発に係る事業を明らかにした介護予防拠点における防災意識啓発計画を作成することができる。

介護予防拠点における防災意識啓発計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

 - (ア) 介護予防拠点における防災意識啓発計画の名称
 - (イ) 介護予防拠点の名称及び場所
 - (ウ) 介護予防拠点における防災意識啓発計画に基づく事業に要する費用の額
 - (エ) 交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）の額の算定のために必要な事項
 - イ 介護予防拠点における防災意識啓発計画作成に当たっての留意点

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業の対象経と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - ウ 介護予防拠点における防災意識啓発計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）を充てて介護予防拠点における防災意識啓発に係る事業を実施しようとするときは、様式第2号-3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）の交付

市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とし、介護予防拠点を整備する際の経費を対象とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

(ア) 対象事業

- a 介護予防拠点における、
 - ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
 - ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。
- b 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。
- c 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

第4 定期借地権設定のための一時金の支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 定期借地権利用整備計画の作成

定期借地権の設定により用地確保し、介護施設等を設置しようとする者は、用地確保に係る事業を明らかにした定期借地権利用整備計画を作成することができる。

定期借地権利用整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 定期借地権利用整備計画の名称

イ 開設する施設の名称及び場所

ウ 定期借地権利用整備計画に基づく事業に要する費用の額

エ 補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 定期借地権利用整備計画作成に当たっての留意点

定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 定期借地権利用整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）を充てて用地確保に係る事業を実施しようとするときは、様式第3号（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の交付

介護施設等の開設に係るものうち、次に掲げる本体施設等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地利用者に支払われた一時金（賃料等の前払いとして授受されたものに限る。）に係る事業を対象とする。

また、いずれの施設も設置主体が地方公共団体等であるものを除く。

なお、本体施設（定員30人以上の広域型施設）を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

本体施設	<p>【定員30名以上の広域型施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス・養護老人ホーム・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
合築・併設施設	<ul style="list-style-type: none">・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・認知症対応型デイサービスセンター・介護予防拠点・地域包括支援センター・生活支援ハウス・緊急ショートステイ

2 市町村が実施する定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 定期借地権利用整備計画の作成

市町村は、介護施設等を設置する際の、定期借地権の設定による用地確保に係る事業を明らかにした定期借地権利用整備計画を作成することができる。

定期借地権利用整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 定期借地権利用整備計画の名称

イ 開設する施設の名称及び場所

ウ 定期借地権利用整備計画に基づく事業に要する費用の額

エ 交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 定期借地権利用整備計画作成に当たっての留意点

定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 定期借地権利用整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）を充てて用地確保に係る事業を実施しようとするときは、様式第3号（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

(4) 交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の交付

介護施設等の開設に係るものうち、次に掲げる本体施設（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30人以上の広域型施設を除く。）の用地確保のための定期借地権設定に際して土地利用者に支払われた一時金（賃料等の前払いとして授受されたものに限る。）に係る事業を対象とする。

また、いずれの施設も設置主体が地方公共団体等であるものを除く。

なお、本体施設（定員29人以下の地域密着型施設等及び定員30人以上の広域型施設）を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合においては、当該敷地についても交付対象とする。

本体施設	<p>【定員29人以下の地域密着型施設等】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室・小規模な介護老人保健施設・小規模な介護医療院・小規模な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・小規模な養護老人ホーム・施設内保育施設・小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） <p>【定員30人以上の広域型施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス・養護老人ホーム・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
------	---

合築・併設施設	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ
---------	---

(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

第5 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(1) ユニット化整備計画等の作成

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行おうとする者、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を行おうとする者、介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換する整備（介護療養型老人保健施設を介護医療院に転換する整備を含む。）を行おうとする者、介護施設等の看取り環境の整備を行おうとする者又は共生型サービス事業所の整備を行おうとする者は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整備事業、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修事業、介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換を行うための整備事業、介護施設等の看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。

ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア ユニット化整備計画等の名称

イ 整備が必要な施設の名称及び場所

ウ ユニット化整備計画等に基づく整備事業に要する費用の額

エ 補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) ユニット化整備計画等作成に当たっての留意点

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から5（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を整備するもののうち、次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。

(ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(エ) 介護療養型医療施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）の改修により転換される次の施設

- a 介護老人保健施設
- b ケアハウス
- c 特別養護老人ホーム
- d 介護医療院
- e 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室において、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。

また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1 人当たりの面積基準については、4 人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫を考えられることから、仕切られた空間についての 1 人当たり面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

また、政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が 30 人以上の施設に限る。

ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。（いずれも、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、d 及び j については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積 1 床当たり 6.4 m²を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病

床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0m²を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- a 介護老人保健施設
- b 介護医療院
- c ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人あたりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 生活支援ハウス
- j サービス付き高齢者向け住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

エ 介護施設等の看取り環境の整備事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在

する施設に限る。)

- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障がい者や障がい児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障がい者や障がい児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（「2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の対象となる事業所を除く。）

2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(1) ユニット化整備計画等の作成

市町村は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修、介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換を行うための整備（介護療養型老人保健施設を介護医療院に転換する整備を含む）、介護施設等の看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。

ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア ユニット化整備計画等の名称

イ 整備が必要な施設の名称及び場所

ウ ユニット化整備計画等に基づく整備事業に要する費用の額

エ 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) ユニット化整備計画等作成に当たっての留意点

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第 4 号 - 1 から 5

(市町村事業)による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

(4) 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を整備するもののうち、次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。

また、政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、定員29人以下の施設に限る。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

a 介護老人保健施設

b ケアハウス

c 特別養護老人ホーム

d 介護医療院

e 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室において、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。

また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

また、政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室に限る。

ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。（いずれも、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）なお、いずれも、転換後の定員規模は問わないとし、c、d及びjについては特

定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり 6.4 m^2 を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり 8.0 m^2 を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- a 介護老人保健施設
- b 介護医療院
- c ケアハウス
- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人あたりの床面積が 13 m^2 以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 生活支援ハウス
- j サービス付き高齢者向け住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、第5の1の(4)のウの(イ)の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいう。

エ 介護施設等の看取り環境の整備事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保をして行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在

する施設に限る。)

- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (キ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- (ク) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
- (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- (コ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
- (ヌ) 小規模（定員 29 人以下）な軽費老人ホーム
- (シ) 認知症高齢者グループホーム
- (ス) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (セ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ウ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障がい者や障がい児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むとができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障がい者や障がい児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 地域密着型通所介護事業所
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (オ) 「2 介護施設等の看取り環境の整備事業」に掲げる施設に併設する短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所

（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

第6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援

ア 簡易陰圧装置の設置計画の作成

簡易陰圧装置を設置しようとする者は、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業を明らかにした簡易陰圧装置の設置計画を作成することができる。

簡易陰圧装置の設置計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 簡易陰圧装置の設置計画の名称

- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
 - (ウ) 簡易陰圧装置の設置計画に基づく事業に要する費用の額
 - (エ) 補助金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項
- イ 簡易陰圧装置の設置計画作成に当たっての留意点
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- ウ 簡易陰圧装置の設置計画の提出期限及び提出先
補助事業者は、補助金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）を充てて簡易陰圧装置の設置計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号 - 1（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。
- エ 補助金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の交付
介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、第6の1の(1)のオに掲げる施設等の居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事を行う事業を対象とする。
- オ 対象施設等
- (ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (エ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (オ) 軽費老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (カ) 有料老人ホーム（定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設を除く。）
 - (キ) サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定をうける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設を除く。）
 - (ク) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（「2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業）」の対象となる事業所を除く。）
- (2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援
ア ゾーニング環境等整備計画の作成

感染拡大防止のため、ユニット型施設の各ユニットへの玄関室を設置しようとする者、従来型個室・多床室である介護施設等について感染者と非感染者の動線を分離することを目的として改修を行う者、家族面会室を整備する者は、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る事業を明らかにしたゾーニング環境等整備計画を作成することができる。

ゾーニング環境等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) ゾーニング環境等整備計画の名称

(イ) 設置が必要な施設の名称及び場所

(ウ) ゾーニング環境等整備計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の額
の算定のために必要な事項

イ ゾーニング環境等整備計画作成に当たっての留意点

感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援の対象経費と重複し、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ ゾーニング環境等整備計画の提出先

補助事業者は、補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）を充ててゾーニング環境等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号 - 2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付

(ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

第6の1の(2)のオに掲げるユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

(イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

第6の1の(2)のオに掲げる介護施設等のうち、従来型個室・多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

(ウ) 家族面会室の整備等経費支援

第6の1の(2)のオに掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

オ 対象施設等

(ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市

以外に所在する施設に限る。)

- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
 - (カ) 有料老人ホーム（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設を除く。）
 - (キ) サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設を除く。）
 - (ク) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（「2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業）」の対象となる事業所を除く。）
- (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

ア 多床室の個室化改修計画の作成

多床室の個室化改修をしようとする者は、介護施設等における多床室の個室化に要する改修に係る事業を明らかにした多床室の個室化改修計画を作成することができる。

多床室の個室化改修計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 多床室の個室化改修計画の名称
 - (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
 - (ウ) 多床室の個室化改修計画に基づく事業に要する費用の額
 - (エ) 補助金（多床室の個室化に要する改修費支援）の額の算定のために必要な事項
- イ 多床室の個室化改修計画作成に当たっての留意事項

多床室の個室化に要する改修費支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 多床室の個室化改修計画の提出先

補助事業者は、補助金（多床室の個室化に要する改修費支援）を充てて多床室の個室化改修計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 5 号 - 3（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（多床室の個室化に要する改修費支援）の交付

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修

経費を支援する事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

オ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 有料老人ホーム（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設を除く。）
- (キ) 短期入所生活介護事業所（「2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（多床室の個室化に要する改修費支援事業）」の対象となる事業所を除く。）

2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援

ア 簡易陰圧装置の設置計画の作成

市町村は、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業を明らかにした簡易陰圧装置の設置計画を作成することができる。

簡易陰圧装置の設置計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 簡易陰圧装置の設置計画の名称
- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) 簡易陰圧装置の設置計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項

イ 簡易陰圧装置の設置計画作成に当たっての留意点

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 簡易陰圧装置の設置計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）を充てて簡易陰圧装置の設置計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 5 号 - 1（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出する

こと。

エ 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の交付

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、第6の2の(1)のオに掲げる施設等の居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事を行う事業を対象とする。

オ 対象施設等

(ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(エ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(オ) 軽費老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(カ) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム

(キ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設

(ク) 小規模（定員29人以下）の介護医療院、介護療養型医療施設

(ケ) 小規模（定員29人以下）の養護老人ホーム

(コ) 小規模（定員29人以下）の軽費老人ホーム

(ナ) 認知症高齢者グループホーム

(シ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(セ) 有料老人ホーム（定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ソ) サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(タ) 生活支援ハウス

(チ) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（上記施設に併設する事業所及び政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援

ア ゾーニング環境等整備計画の作成

市町村は、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る事業を明らかにしたゾーニング環境等整備計画を作成することができる。

ゾーニング環境等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) ゾーニング環境等整備計画の名称

- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) ゾーニング環境等整備計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項

イ ゾーニング環境等整備計画作成に当たっての留意点

感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ ゾーニング環境等整備計画の提出先

市町村は、交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）を充ててゾーニング環境等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号 - 2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付

- (ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

第6の2の(2)のオに掲げるユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

- (イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

第6の2の(2)のオに掲げる介護施設等のうち、従来型個室・多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

- (ウ) 家族面会室の整備等経費支援

第6の2の(2)のオに掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

オ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- (キ) 小規模（定員 29 人以下）の介護老人保健施設
- (ク) 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院、介護療養型医療施設
- (ケ) 小規模（定員 29 人以下）の養護老人ホーム
- (コ) 小規模（定員 29 人以下）の軽費老人ホーム
- (サ) 認知症高齢者グループホーム
- (シ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (セ) 有料老人ホーム（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ソ) サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (タ) 生活支援ハウス
- (チ) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（上記施設に併設する事業所及び政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）
- (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
- ア 多床室の個室化改修計画の作成
- 市町村は、介護施設等における多床室の個室化に要する改修に係る事業を明らかにした多床室の個室化改修計画を作成することができる。
- 多床室の個室化改修計画に記載すべき事項は次のとおりとする。
- (ア) 多床室の個室化改修計画の名称
- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) 多床室の個室化改修計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）の額の算定のために必要な事項
- イ 多床室の個室化改修計画作成に当たっての留意事項
- 多床室の個室化に要する改修費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- ウ 多床室の個室化改修計画の提出先
- 市町村は、交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）を充てて多床室の個室化改修計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 5 号 - 3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。
- エ 交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）の交付
- 介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費を支援する事業を対象とする。
- なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとす

る。

オ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- (キ) 小規模（定員 29 人以下）の介護老人保健施設
- (ク) 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院
- (ケ) 小規模（定員 29 人以下）の養護老人ホーム
- (コ) 小規模（定員 29 人以下）の軽費老人ホーム
- (サ) 認知症高齢者グループホーム
- (シ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (セ) 有料老人ホーム（定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設及び政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ソ) 生活支援ハウス
- (タ) 短期入所生活介護事業所（上記施設に併設する事業所及び政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）

（介護職員の宿舎施設整備事業）

第 7 介護職員の宿舎施設整備事業に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業

(1) 介護職員の宿舎施設整備計画の作成

介護職員の宿舎施設の整備を行おうとする者は、介護職員の宿舎施設の整備に係る事業を明らかにした介護職員の宿舎施設整備計画を作成することができる。

介護職員の宿舎施設整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 介護職員の宿舎施設整備計画の名称

イ 整備が必要な施設の名称及び場所

ウ 介護職員の宿舎施設整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

エ 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 介護職員の宿舎施設整備計画作成に当たっての留意点

介護職員の宿舎施設整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 介護職員の宿舎施設整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）を充てて介護職員の宿舎施設整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第6号（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の交付

ア 対象事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するために、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

また、地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備は問わないが、建設単価等が過度に高価にならないよう留意すること。

なお、補助対象となるのは、次に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²以下を助成配分基準とする。

家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、次に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や次に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

(ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上のものであって、政令指定都

- 市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (イ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

イ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	<p>新たに宿舎を整備すること。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</p>
増 築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	<p>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）</p> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</p>
増改築	<p>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）</p> <p>※1、※2について同上。</p>
改 修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

2 市町村が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業

(1) 介護職員の宿舎施設整備計画の作成

市町村は、介護職員の宿舎施設の整備に係る事業を明らかにした介護職員の宿舎施設整備計画を作成することができる。

介護職員の宿舎施設整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 介護職員の宿舎施設整備計画の名称

イ 設置が必要な施設の名称及び場所

ウ 介護職員の宿舎施設整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

エ 交付金（介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 介護職員の宿舎施設整備計画作成に当たっての留意点

介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 介護職員の宿舎施設整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護職員の宿舎施設整備事業）を充てて介護職員の宿舎施設整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第6号（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

(4) 交付金（介護職員の宿舎施設整備事業）の交付

ア 対象事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するために、次に掲げる施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

また、地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備は問わないが、建設単価等が過度に高価にならないよう留意すること。

なお、補助対象となるのは、次に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²以下を助成配分基準とする。

家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、次に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や次に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (オ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- (キ) 小規模（定員 29 人以下）の介護老人保健施設
- (ク) 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院
- (ケ) 小規模（定員 29 人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (コ) 認知症高齢者グループホーム
- (サ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (シ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (セ) 小規模（定員 29 人以下）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

イ 整備区分

「整備」とは、第 7 の 1 の(4)のイの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(事業の中止)

第8 市町村は、市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業を中止し、又は廃止する場合には、北海道知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第9 介護サービス提供基盤等整備事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

- (1) 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。
 - ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
 - イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
 - ウ 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

- エ 災害レッドゾーンや災害イエローノーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。
- キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。
- (2) 災害レッドゾーンや災害イエローノーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。
- ア 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、第9(1)エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。
- イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。
- ウ 災害イエローノーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローノーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
- (ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。
- (イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。
- a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローノーンである等、災害イエローノーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローノーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローノーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローノーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第2の2(1)の事業の対象としないこと。

オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第2の1(2)及び2(3)の事業の対象としないこと。

附則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年11月19日から施行し、令和3年5月31日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。